

デイサービスかなで家 運営規程

第1条

有限会社コミュニティサポートかなでが開設する「デイサービスかなで家」（以下「事業所」とする。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下「指定地域密着型通所介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス等」という。）を提供することで、高齢者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、心身の機能を維持するとともに、家族の身体的、精神的負担を軽減することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

4. 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスかなで家
- (2) 所在地 奈良県奈良市六条西三丁目1 4-5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は利用申込等の調整、地域密着型通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス介護計画作成、家族との連絡調整等を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は地域密着型通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
- (6) 事務職員は状況に応じた人員を配置する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（ただし、年末年始12/31～1/3は休業）
- (2) 営業時間 8：00～20：00
- (3) 地域密着型通所介護サービス提供時間 9：00～18：00
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスサービス提供時間
9：00～18：00

(利用定員)

第7条 この事業の一日あたりの利用定員は10人とする。

(事業の内容)

第8条 この事業所の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供サービス
- (2) 入浴サービス
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 居宅と事業所間の送迎サービス

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は奈良市とする。

(利用料等)

第10条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時には、その1割または2割、3割の額とする。

2. 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復10キロメートルまでにあっては
300円

- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復10キロメートルを超え20キロメートルまでにあっては600円。
- (3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復20キロメートルを超える場合は、前号に対し20キロメートルを超える10キロメートルごとに300円を加算する。
3. 利用者の希望により、サービス提供時間（午前9時から午後6時）を越えてサービスを提供する場合、20時を限度として1時間1,500円とする。
4. 食費：昼食500円、おやつ100円、夕食500円
5. おむつ代100円（持参された場合は不要）
6. 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
7. 第2項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 サービスの利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

第12条 介護職員等は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、看護職員と連携の上、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第14条 事業者は、提供した指定通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する。なお、公的窓口は奈良市役所介護福祉課及び奈良県国民健康保険団体連合会とする。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3. 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4. 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を形成し、利用者の非難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2. 防災訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、防火、点検を行うものとする。

(運営推進会議)

第16条 当事業所の行う指定地域密着型通所介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2. 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び指定地域密着型通所介護についての知見を有する者とする。

3. 運営推進会議は概ね6ヶ月以内に1回とする。

4. 運営推進会議は指定地域密着型通所介護サービスの活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月

(2) 継続研修 年2回

2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4. サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

5. 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。

6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成17年2月15日より施行する。

附則

この規程は平成22年5月31日に改正し、平成22年6月1日より施行する。

附則

この規程は平成23年6月30日に改正し、平成23年7月1日より施行する。

附則

この規程は平成23年9月30日に改正し、平成23年10月1日より施行する。

附則

この規程は平成24年3月31日に改正し、平成24年4月1日より施行する。

附則

この規程は平成25年4月30日に改正し、平成25年5月1日より施行する。

附則

この規定は平成27年3月31日に改正し、平成27年4月1日より施行する。

附則

この規定は平成27年9月30日に改正し、平成27年10月1日より施行する。

附則

この規定は平成28年3月31日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

附則

この規程は平成29年3月31日に改正し、平成29年4月1日より施行する。

附則

この規程は平成30年7月31日に改正し、平成30年8月1日より施行する。

附則

この規程は令和3年3月31日に改正し、令和3年4月1日より施行する。